2～8　（略）	2～8　（略）
9　紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。	9　紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、地表水以外を原水とする場合にあっては、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。	四　紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。
五　（略）	五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。